

# 会 則

令和2年10月24日 草案

令和3年3月1日 修正

令和3年3月8日 施行(3版)

## 第1条（総則）

関西デジタル無線研究会 会則（以下会則とする）は、関西デジタル無線研究会（以下KDRLとする）について必要な規制を定め、以って運営実施の適正を図ることを目的とする。

- （1）定款第3条に規定する目的は、アマチュア無線業務の運用に限るものとする。
- （2）KDRLの結社目的は、主に無線を用いて無線技術の向上及び操作を行う者同士の親睦を深め、KDRL内外の無線を趣味として行う者の発展の場として、社会全体に寄与することを目的とする。

## 第2条（用語）

会則内において、各種名称を次の通り定める。

- （1）電波法施行規則第6条第4項第2号の8に規定する「特定小電力無線」は「特小」と呼称する。
- （2）電波法第4条第4号（同法第27条の18第1項）の「登録を受けて開設する無線局」（通称 デジタル簡易無線（登録局））は、「DCR」と呼称する。
- （3）電波法施行規則第6条第4項第2号の13に規定する「特定小電力無線」（通称

デジタル小電力コミュニティ無線) は「LCR」と呼称する。

(4) (1) (2) (3) の総称を「フリー無線」とする。

### 第3条 (定款)

KDRL はアマチュア無線業務及び社団局運用に関しては定款に基づき、運営を行うものとする。

(1) 定款を変更するには、変更時の会員の半数以上の賛同を得なければならない。

(2) 定款を変更した場合は、遅滞無く近畿総合通信局に変更届を提出しなければならない。

(3) フリー無線の運用及び運営に関しては、会則の定めるところによる。

### 第4条 (会員資格と総称)

KDRL 会員は、定款第5条の定める通りとし、1項及び2項に定める者を有資格者、3項に定める者を無資格者とする。

### 第5条 (会員の資格と喪失)

定款第6条記載事項に加え、会則で次の通り定める。

(1) 定款及び会則の記載事項に違反行為が発覚した場合。

(2) 本会運営及びKDRL 会員に対し、著しく迷惑を及ぼし、または及ぼした場合。

(3) 会員が得た本会内の個人情報等を、許可なく流布させた場合。

(4) その他、社会通念上資格を喪失させるに相当する行為が認められる場合。

(5) 本条(1)から(4)に該当する会員が認められた場合は、直ちに理事会を開催し処分を決定する。

(6) 会員の資格を有するためには、既存会員からの紹介を受け、理事会での承認を得ることとする。

(7) 入会希望者は承認が得られ次第、速やかに入会届を記入の上、会長へ提出することとする。 (別紙1)

(8) KDRL 会員は入会時に届け出た連絡先に変更があった場合、遅滞なく会員情報変更届を記入の上、会長へ提出しなければならない。 (別紙2)

(9) 定款第6条3項の規定を適用するにあたり、音信不通とは1週間程度連絡が取れない場合を指すこととする。

## 第6条（会員の権利）

定款第7条は、KDRL 内のアマチュア無線業務に限る規定とし、会則で次の通り定める。

(1) 有資格者は KDRL の設置するアマチュア局その他設備を利用すること。

(2) 総会において、総会の議決権行使すること。

(3) 社団局の届出書式上、理事は有資格者のみとする。

(4) アマチュア無線運用上、KDRL の正式名称及び呼出符号を用いること。

(5) 本条(1)の際は、運用を行う旨を予め全会員に連絡すること。

## 第7条（会費）

定款第8条の通り、会費は会則制定時点で原則徴収しない。

(1) 会費の徴収が必要であると認められる場合は、理事会を開き、その妥当性を説明しなければならない。

(2) 理事会において会費徴収の妥当性が認められた場合、理事は臨時総会の招集を

行わなければならない。

- (3) 臨時総会を経て、会費徴収が可決された場合、総会の場で会費の徴収期日を設定しなければならない。
- (4) 第15条2項の規定により臨時に会費を徴収することがある。
- (5) 納入した会費は一切返金しないものとする。

## 第8条（役員）

- (1) 届出を行う役員は、電波法施行規則により有資格者のみとする。

## 第9条（役員の選出）

役員の選出は定款第10条の通りとするが、会則で次の通り定める。

- (1) 理事は、立候補及び推薦（被推薦者は承諾を得た場合のみ）により選出とする。
- (2) (1)の人数が定款第10条の人数を超える場合は、臨時総会により選挙を行うものとする。
- (3) 任期中及び任期満了時点における会員数の増減で定款第10条の定数に妥当性が認められない場合、役員定数を臨時総会の議決により変更することができる。
- (4) (3)の規定に基づき新たに選出された理事は通常総会により選出された理事の任期満了の日まで在任する。

## 第10条（役員の業務・名称）

役員の業務は定款12条の通りとするが、会則で次の通り定める。

- (1) 総会議長職を設け、代表理事ではない有資格者の中より選出する。

## 第 11 条（理事会）

理事会の招集及び開催は、定款第 13 条の通りとするが会則で次の通り定める。

- (1) 理事会の必要性がある場合は、全役員の申出により開催することができる。
- (2) 開催方法は直接会議方式が望ましいが、インターネット等その他の方法により、または併用することができる。

## 第 12 条（使用機器）

アマチュア無線業務を運用するにあたり、社団局の呼出符号を用いる場合は、予め近畿総合通信局に申請をしている無線機以外を使用してはならない。また、DCR の運用時に個人で開局している無線機を第三者に貸与して運用させる場合は、法令の定めるところにより、その日から起算して 15 日以内に「無線局の運用の特例に係る届出書」を提出しなければならない。

- (1) 有資格者は、自らが保有している無線機のうち、社団局の運用を行う予定のある無線機を予め会長に届出を行い、申請終了の旨の連絡を受けるまでは、社団局の呼出符号を用いて運用することはできない。
- (2) (1) の無線機は、新スプリアス基準の技適機器かつ第 4 級アマチュア無線技士が操作できる機種に限る。
- (3) (1) の申請済機器のうち、デジタル機は社団局運用を実施する際には、必ず呼出符号の設定変更を行うこと。
- (4) (1) の無線機を他の有資格者に貸与する際には、その無線機の使用範囲を確認し、貸与される側が使用可能な無線機か必ず確認しなければならない。
- (5) (1) の届出は、増設・入替の場合に限り、別紙 2 によるほか、理事へ適當な手段によってメーカー名、機種型番、技適番号を通知することにより代えることができる。

## **第13条（身分証明）**

社団局として活動する際には、第14条に規定する貸与した移動局免許状の写し及び従事者免許証を携帯しなければならない。

## **第14条（免許状）**

社団局に交付された移動局無線免許状の写しを、有資格者に貸与する。

(1) 法令の定めるところにより、移動局無線免許状の原本は当該免許状記載の常置場所に保管することとする。

(2) 社団局として運用する際は、貸与された移動局無線免許状の写しを携帯すること。

(3) (2)の際、司法官憲等に免許状等の提示を求められた場合、貸与された移動局無線免許状の写しを提示すること。

(4) (3)の規定にかかわらず、フリー無線の運用時において、司法官憲等に免許状等の提示を求められたとしても、貸与された移動局無線免許状の写し・個人局免許状の写し・無線従事者免許証等免許及び資格を要する無線局運用に必要な書類を提示してはならない。ただし、無線従事者免許証については、他に提示できる身分証を所持していない場合において、運用しているフリー無線は無線従事者免許を要しないものであり、単に身分証として提示しているにとどまる旨を司法官憲等に明示した上で、これを提示することができる。

## **第15条（資産）**

第7条に規定した通り、KDRLでは会費を徴収しないことから、原則として局免許状以外の資産を保有しないものとする。

- (1) KDRL ノード局開設規定第3条に定めるところにより、社団が管理するノード局機材を取得する必要がある場合、臨時総会の場で必要性を説明し、その議決により承認を得るものとする。
- (2) (1) の承認により、機材を購入する際は、臨時に会費を徴収できることとする。

令和 年 月 日

関西デジタル無線研究会長 殿

## 入会届

理事会において、入会の承認を受けましたので必要事項を届け出ます。

氏名	
会員種別※1	<input type="checkbox"/> 正会員 <input type="checkbox"/> 資格会員 <input type="checkbox"/> 研究員
従事者免許番号（有資格者のみ）	
資格名（有資格者のみ）	
コールサイン（正会員のみ）	
携帯番号	
LINE ID（検索用 ID）※2	

会則第12条1項に基づく無線機の届け出（有資格者のみ）

メーカー名	機種型番	技適番号

※1 会員種別には該当する項目にチェックしてください。

※2 格安携帯会社などID検索ができない場合、空欄とし別途登録用QRコードを印刷し提出してください。

令和 年 月 日

関西デジタル無線研究会長 殿

## 会員情報変更届

入会時の情報に変更がありましたので変更事項を届け出ます。

氏名	
会員種別※1	<input type="checkbox"/> 正会員 <input type="checkbox"/> 資格会員 <input type="checkbox"/> 研究員
従事者免許番号（有資格者のみ）	
資格名（有資格者のみ）	
コールサイン（正会員のみ）	
携帯番号	
LINE ID（検索用 ID）※2	

会則第12条1項に基づく無線機の届け出（有資格者のみ）

メーカー名	機種型番	技適番号

（注）変更内容のみを記入してください。ただし、氏名を除く

※1 会員種別には該当する項目にチェックしてください。

※2 格安携帯会社など ID検索ができない場合、空欄とし別途登録用 QR コードを印刷し提出してください。